

## 船員職業安定法施行規則

### 1. 案内情報

手続名	: 船員職業紹介書従事者証票の交付
手続根拠	: 船員職業安定法施行規則第12条第5項前段
手続対象者	: 船員職業紹介の長
提出時期	: 従業者証票の交付を受けたいとき
提出方法	: 船員職業紹介事業従事者証票交付申請書を作成し、事業所の所在地を管轄する地方運輸局へ提出してください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 船員職業紹介事業従業者名簿の写し
申請様式	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先	: 所在地を管轄する地方運輸局
受け付け時間	: 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
相談窓口	: 船員職業安定所

### 3. 手続情報

審査基準	: 船員職業紹介事業許可申請等取扱要領
標準処理期間	: 3日
不服申立方法	